## 平成24年第4回葛城市議会定例会会議録(第1日目)

1. 開会及び散会平成24年12月10日 午前10時00分 開会午前11時27分 散会

3. 出席議員17名 1番 辻 村 美智子 2番 中川佳三 4番 春 木 孝 祐 3番 岡 本 吉 司 5番 朝 岡 佐一郎 6番 西 井 覚 7番 欠 員 8番 吉 村 優 子 9番 阿 古 和 彦 10番 溝 口 幸 夫 11番 川 辺 順 一 12番 赤 井 佐太郎 13番 川 西 茂 一 14番 寺 田 惣 一 15番 下 村 正 樹 16番 西 川 弥三郎

17番 南 要

18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市	長	Щ	下	和	弥	副市	長	杉	岡	富美	き雄
教 育	長	大	西	正	親	総 務 部	長	河	合	良	則
企 画 部	長	田	中	茂	博	市民生活部	長	生	野	吉	秀
都市整備部	『長	矢	間	孝	司	都市整備部理	里事	中		裕	晃
産業観光音	『長	吉	Ш	正	隆	保健福祉部	長	吉	Ш	光	俊
教 育 部	長	中	嶋	正	英	上下水道部	長	松	浦	住	憲
消防	長	岩	井	利	光	会計管理	者	Щ	岡	加什	六子

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 寺田
 書

 書
 山岡

 晋

- 6. 会議録署名議員 2番 中 川 佳 三 18番 白 石 栄 一
- 7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第49号 葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて

- 日程第4 議第50号 葛城市教育委員会委員の任命について 議第51号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 日程第5 日程第6 議第52号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 議第53号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 日程第7 日程第8 葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度葛城市一般会 計補正予算(第4号)について) 日程第10 発議第9号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて 日程第11 発議第10号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて 日程第12 議第54号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例を制定することについて 日程第13 議第55号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することにつ いて 日程第14 議第56号 葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基 準を定める条例を制定することについて 日程第15 議第57号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについ 7 日程第16 議第58号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することに ついて 議第59号 葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定め 日程第17 る条例を制定することについて 日程第18 議第60号 葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて 日程第19 議第61号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて 日程第20 議第62号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて 日程第21 議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について 日程第22 議第64号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議 決について 日程第23 議第65号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決に ついて 日程第24 議第66号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決 について
- 日程第26 議第68号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

日程第25 議第67号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決に

ついて

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年第4回 葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成24年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中 ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

年の瀬の慌ただしさが感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第49号から日程第7、議第53号、日程第9、承認第4号及び日程第12、議第54号から日程第26、議第68号までの21議案であります。なお、日程第10、発議第9号及び日程第11、発議第10号の2議案につきましては議員提出議案であります。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

また、今定例会におきまして、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。 次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付しており ますので、ご清覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会並びに特別委員会の審査状況について、 各委員長より報告願います。

まず、総務文教常任委員会委員長より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

赤井総務文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の 審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成24年11月30日に開催し、審査をいたしております。

委員会では、葛城市学校給食センターについて、設計、建築の基礎となる葛城市学校給食センター施設整備方針について説明がありました。

委員からは、調理、人員の体系はという問いに対し、常勤の職員を確保し、調理業務が後 退することのないよう対応していきたいという答弁がありました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについて、現在の設計工程と今後の予定について報告がありました。基本プラン決定を受け、開発許可申請を奈良県に提出し審査中であり、許可が下りた後、建築確認申請を行い、確認済み証の交付を受け、実施設計完了が12月に変更となる予定であるとの報告がありました。

次に、葛城市職員採用事務に関する調査について9月議会において本委員会の調査事項とする決議が可決され、4つの調査事項について調査を進めていくことになりました。調査方法については、事前に各議員より調査内容、必要な資料等について意見をいただき、事務局で出された意見の集約を行い、次回開催委員会より調査を進めていくことと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

寺田議長 次に、議会改革特別委員会委員長より報告願います。

10番、溝口幸夫君。

**溝口議会改革特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成24年11月26日に開催し、審査をいたしております。

初めに、今回の委員会が11月の役員改選以降、初めての開催ということもあり、これまで 1年間の議会改革特別委員会の審査状況の報告と、提案された取り組み課題を示し、今後1 年間でその課題について審査を進めることに決定いたしました。

次に、議員定数削減について審査を行いました。審査の方法としましては、これまで本件 については何度も議論を重ねていることもあり、初めて本委員会のメンバーになられた委員 を中心に、議員定数について、また削減する場合、何名が望ましいかについてご意見をいた だきました。

委員からは、定数削減については、まずは定数を減らす理由や目的を市民に対し明確にし、 委員会構成なども考慮しながら決めるべきであるといった意見や、市民の意見を市政に届け るという意味では議員は多い方がよいが、近隣の状況や、これから予想される財政状況、こ れまでの委員会での議論の内容などからすると、今後、議会も効率的な運営をしていくべき であり、定数を削減すべきであるという意見がありました。また、削減後の定数についても、 ほとんどの委員が、現在の定数よりも3名減らした15名にするべきであるという意見であり ました。

これらの結果から、議会改革特別委員会における議員定数についての結論として、平成25年の一般選挙からの議員定数を15名にするべきであるということに決定いたしました。そして、本12月定例議会において、この結果に賛同いただける委員を賛同者として、葛城市議会議員定数条例の制定について、議員発議案として提出することに決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

**寺田議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上でございます。

最後に、今回提出されました意見書案等につきましては、既に配付しております2件でございます。各所管において取扱いについてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。 山下市長。

**山下市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成24年第4回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のご多忙なところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会におきましては、副市長人事を初めといたしまして、それぞれ欠員となっております委員の選任をお願いする議案、一般会計の補正予算など、全部で21件でございます。そ

れぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいた だきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よ ろしくお願い申し上げます。

寺田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、中川佳三君、18番、白石栄一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成24年第4回葛城市議会定例会開会に当たりまして、去る11月30日及び本日午前9時より議会運営委員会を開会し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第49号及び日程第4、議第50号の人事案件2議案につきましては、1議案ご と上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、 採決まで行います。

また、日程第5、議第51号から日程第7、議第53号までの人事案件3議案につきましては、 一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、 1議案ごと討論、採決をいたします。

なお、以上の5議案につきましては、人事案件でございますので、議案の朗読を行います。 続きまして、日程第8、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行います。

次に、日程第9、承認第4号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質 疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決まで行います。

次に、日程第10、発議第9号及び日程第11、発議第10号の2議案につきましては、議員提出議案でございます。一括上程し、提案者からその内容説明を受けた後、一括質疑を行い、 委員会付託を省略いたしまして、1議案ごと討論、採決まで行います。

次に、日程第12、議第54号から日程第20、議第62号までの条例制定及び一部改正議案9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれの所管の常任委員会へ付託し、審査をお願いいたます。総務文教常任委員会には議第60号議案を、民生水道常任委員会には議第54号、議第55号、議第62号の3議案を、都市産業常任委員会には議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第61号の5議案を付託し、審査をそれぞれお願いいたします。

次に、日程第21、議第63号から日程第26、議第68号までの平成24年度各会計補正予算6議 案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれの 所管の常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会へ付託し、審査をお願いいたします。 総務文教常任委員会には議第63号の関係部分及び議第67号の2議案を、民生水道常任委員会には議第63号の関係部分と議第64号、議第65号、議第66号及び議第68号の5議案を、都市産業常任委員会には議第63号の関係部分を、尺土駅前広場整備事業特別委員会には議第63号の関係部分をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日12月10日から21日までの12日間として、12月12日午前10時より本会議、一般質問を行います。13日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。14日午前9時30分より総務文教常任委員会、同じく14日午後2時より新クリーンセンター建設事業特別委員会が開かれます。12月17日午後2時より尺土駅前広場整備事業特別委員会、18日午前9時30分より民生水道常任委員会、19日午前9時30分より都市産業常任委員会が開かれます。各常任委員会並びに尺土駅前広場整備事業特別委員会におかれましては付託議案の審査を、また、新クリーンセンター建設事業特別委員会におかれましては所管事項の調査について、審査をよろしくお願いいたします。そして、20日は予備日として、21日午前10時より本会議を開き、まず会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を、各委員長より報告をお願いいたします。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。

なお、本日、本会議終了後、401会議室におきまして議会全員協議会が開催をされますので、よろしくお願いをいたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、2件でございます。それぞれの所管において、ご協議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上で報告を終わります。皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

**寺田議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日12月10日から21日まで の12日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日12月10日から21日までの12日間とすることに 決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたし

ます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第49号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といた します。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第49号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第162条の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市加守●●番地

氏名 杉岡富美雄

昭和●年●月●日生

平成24年12月10日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

寺田議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第49号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市副市長の杉岡富美雄氏が本年12月5日付をもって任期満了となり、空席となっております。杉岡富美雄氏は平成20年から葛城市副市長に就任され、行政経験豊富で人格、識見ともにすぐれ、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市副市長として選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石君。

**白石議員** ただいま上程されております議第49号の葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて、質疑を行いたいと思います。

市長の提案では、人格、識見にすぐれている杉岡富美雄氏を再任するということであります。私は、4年前の杉岡富美雄氏の選任については、質疑、討論なしで賛同をいたしました。 しかし、このたびの選任については、4年間の副市長としての職務における、2件の看過できない懸案事項について、市長の所見を求めてまいりたい、このように思います。

まず、吸収源対策公園緑地事業における公園用地の取得に対する、地元からの寄附金徴収

の問題についてであります。

用地取得費に対する寄附金徴収について、私はそもそも寄附金とは、自発的で任意的なものであること、何よりも、戦後の国、地方公共団体、住民の間において、寄附金の名目に隠れた負担の強制転嫁がはなはだしく、これが財政秩序の分断を招く重大な原因となるおそれがあることから、昭和27年に税外負担の解消を促進する趣旨で改正され、加えられた、地方財政法第4条の5の割当的寄附金等の禁止の規定に違反すると考えております。

さらに、合併後、葛城市が策定し、推進してきた緑の基本計画に基づき、緑化重点地区整備事業やまちづくり交付金事業の、国の補助事業を活用して整備されてきた、新村、薑、笛堂、北花内など、6カ所の公園整備については、寄附金はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。実績、前例を無視する施策であり、葛城市の歴史を60年も前に引き戻すやり方であります。

私は、3月の予算特別委員会や6月の一般質問において、議員として、議会の役割として容認できない問題として指摘をしてまいりました。6月の一般質問では、市長はしっかり吟味して検討したいとの答弁でありましたが、副市長は大字が感謝をもってご寄附をしていただくものだと理解をしていると、全く聞く耳を持たない答弁でありました。

副市長は、行政のナンバー2、事務方のトップであります。行政事務の適正、適法な執行を担う責任者であります。市長の政策判断に間違いがあれば、それをただす立場であります。 ところが、副市長は法をないがしろにし、前例、実績を無視して、住民に負担を求める寄附 金徴収を先導してきたのであります。

市長は、杉岡副市長のこの立場、姿勢を追認し、再任をされるのか。まず、所見を求める ものであります。

次に、学校給食センター建設予定地にかかわる副市長の言動について伺います。

この間、総務文教常任委員会等において、開発公社が所有する寺口1666の1番地に建設されている、通称、城を解体して、学校給食センターを統合し、新設する計画が議論され、この11月30日の総務文教常任委員会では、葛城市学校給食センター施設整備方針が示されたところであります。

私も、総務文教常任委員会及び協議会に、委員外議員として傍聴をしてまいりました。 2月17日の委員会、2月23日の委員会協議会において、5,683万円で購入した城を、3,000万円から4,000万円、最大で5,000万円をかけて解体するという計画に対して、委員から、市民に1億円の損害を与えることになる、どのように市民に説明をするのかとの質疑がありました。市民が納得できる答弁が得られなかったことから、委員会審議が中断するなど、混乱したことはご記憶のことと思います。市民に1億円もの損害を与える無駄遣いに対する行政の説明責任は、当然のことであります。ところが、今日まで明確な説明がなされないままになっています。説明どころか、副市長は、私や総務文教常任委員に対して、予想もしなかった働きかけをしてきたのであります。

2月25日のことであります。副市長から、私に会って話がしたいとの電話があり、26日の 午後、新庄庁舎の副市長室で面談をいたしました。そこで副市長は、市民に対して1億円を、 当時の関係者、つまり新庄町長や町会議員などであります、当時の関係者と現在の理事者、 市長や副市長であります。市長や副市長が損害を補てんすれば説明がつく、これしか方法はない。白石議員も賛成、反対にかかわらず、出すべきだと提案をしてきたのであります。

この副市長の言う損害を補てんするということは、葛城市が原告となり、当時の新庄町長や助役、16人の町会議員を被告として、損害賠償を求める民事裁判を提起するということであります。私は、できることがあるならばやればよいが、そんな説明や提案では委員会をまとめることはできない。事前の対案を示して、しっかりと議論することが大事だ。この話はここだけのことにしよう。他の議員や関係者には一切しないよう求めて、席を立ちました。

ところが、副市長は、翌日には中川委員に会い、さらに藤井本委員長や春木委員にも面談を求め、同じ内容の話をしていたのであります。副市長から話し合いを求めておきながら、全く不誠実な対応、行動であると言わなければなりません。

それでも私は、この問題を解決すべく、3月の予算特別委員会の休憩中に市長を交えた話 し合いを持ちましたが、副市長からは何ら明確な意思表示はありませんでした。市長のとり なしで、改めて話し合うということで委員会の審査を再開いたしましたが、その後、副市長 からは何の話もないのであります。

副市長のこれらの言動の問題は、市民に対する説明責任を投げ出し、当時の関係者に損害を求め、責任を転嫁するという唐突な提案であります。しかし、それだけではなく、議員の発言権や評決権を牽制するとともに、委員会や議会の審査をゆがめ、議会の役割である意思決定に重大な干渉を持ち込むという、看過できない問題であると思います。

副市長を再任することは、山下市長の2期目の市政運営に引き続き混乱をもたらすことに なるのではありませんか。所見を求めるものであります。

## 寺田議長 市長。

山下市長 寄附金の問題につきましては、これは副市長が発言をした後、私が検討しますということで、私の意見としてまとめさせていただいて、こちらの方で意見をまとめるということになっておりますので、先に副市長が発言をして、それをまた私が引き継いで検討するというお話にさせていただいております。何ら問題はないというふうに思っております。

また、給食センターのことにかかわる議論でございますけれども、ただ、議事録のないところでのお話でございますから、結局、だれがどのような形で発言をされたのかということは、明確に、適切に、趣旨の方の話、これはあるかわかりませんけども、それがこういう形でみんなの前で披瀝をされていくというのは適当ではないのではないかなというふうに思いますけれども、ただ、学校給食センター、これにつきましては、またいろいろと議論を重ねていかれる、また、重ねていくことだと思いますので、私はこの問題につきましては、これからの給食センターの建設について進めていく中で明らかになってくることもあろうし、また、その中で議論させていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

## 寺田議長 白石議員。

**白石議員** 市長から答弁をいただきました。

私は、当然市長が、この間の一般質問等の答弁の中で検討をしていく、こういう答弁をされていることは承知をしております。私が問うているのは、副市長というのは、これは行政のトップとして、行政を適正、適法に執行していく、その重大な責務がある。そういう立場

の人が、法やこれまでの実績や前例を無視して、寄附金の徴収を先導する。このこと自身が、 副市長としての資質に欠けるものだというふうに言っているのであります。 賢明な市長は、 当然このようなことは改善される、確信をしておるところであります。

学校給食センターの建設予定地にかかわる問題についても、確かに市長の言われるとおり、これは議事録のない、まさにこの副市長と議員、あるいは総務文教常任委員の個々の話し合いの中で、いろいろ発言されたことであります。しかし、私は、事の重大性にかんがみ、市長は適切ではないと言われるけれども、これはきちっとしておかなければならない問題として提起をしたわけでありますし、また、一般質問でも改めて取り上げてまいりたいと思っております。

副市長が寄附金の徴収を先導してきたこと、学校給食センターの建設予定地に関する、議員に対する言動等について、どうして私がしつこく、厳しく指摘し、質問するのか。この理由は、私が共産党の議員だから、野党の議員だからということではありません。市民から選ばれ、負託を受けた議員として、市民の利益を守るという当たり前の責務を果たすこと、憲法に規定された二元代表制の一方の機関としての議会の役割である、行政に対する監視、統制の発揮をして、事務事業が適正、適法に執行されているか、チェックをする機能を果たさなければならないと、切に考えるからであります。

住民負担の前例をつくる違法な寄附金の徴収を認め、議会の権限や議員の発言を抑圧する 言動を見過ごすことは、葛城市政に汚点を残すことであります。行政を監視、批判する議会 の役割を放棄するもので、議会の存在が問われる重大な問題である、このように考えるから であります。

人事案件でありますので、これ以上の質問は差し控えますが、これらの問題を解決しないままで再任することは、市長の2期目の市政運営の障害にこそなれ、市長の右腕としての役割を果たすことは困難であることを指摘し、質疑を終わります。

寺田議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石議員。

白石議員 議第49号の葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて、反対討論を行います。 市長の選任の提案理由では、人格、識見ともにすぐれている杉岡副市長を再任するという ことであります。私は、質疑でも述べたように、4年前の杉岡富美雄氏の選任については、 質疑、討論なしで賛同をいたしました。しかし、このたびの選任については、副市長として の4年間の職責において、幾つかの容認できない問題があり、賛同できないものであります。 反対の理由の第1は、吸収源対策公園緑地事業における公園用地の取得費の一部を、地元 大字から寄附金として徴収することを主導してきたことであります。

そもそも寄附金は、自発的、任意的なものでなければなりません。戦後の国、地方公共団体、住民の間において、寄附金の名目に隠れた負担の強制転嫁がはなはだしく、これが財政

秩序の分断を招く重大な原因ともなるおそれがあることから、昭和27年に税外負担の解消を 促進する趣旨で改正され、加えられた、地方財政法第4条の5の割当的寄附金等の禁止の規 定に反するものであります。

さらに、合併後に葛城市が策定し、推進してきた緑の基本計画に基づき、緑化重点地区整備事業やまちづくり交付金事業の国の補助事業を活用して整備をしてきた、北花内など6カ所の公園については、寄附金はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。これらの実績、前例を無視して、新たに税外負担、住民負担を押しつける行為であり、葛城市の歴史を60年も引き戻す、古い政治の復活と言わなければなりません。

6月の一般質問で、市長はしっかり吟味して検討したい、答弁がありました。しかし副市 長は、大字が感謝をもって寄附をしていただくものと理解しているなどと、全く聞く耳を持 たない答弁でありました。また、私が大字疋田の元区長や役員、区民に事情を説明し、意見 をお伺いしたところ、全く寄附金という認識もない、合意もされていない、そういう状況で あります。

副市長は行政のナンバー2、事務方のトップであり、行政事務の適正、適法な執行を担う 責任者であります。ところが、副市長が率先して法をないがしろにし、実績、前例を無視し て、住民に負担を求める寄附金の徴収を推進してきたのであります。到底容認できるもので はありません。

第2の理由は、学校給食センター建設予定地にかかわる副市長の言動であります。

この間、総務文教常任委員会等において、開発公社が所有する寺内1666の1番地に建設されている、通称、城を解体して、学校給食センターを統合し、新設する計画が議論されてきました。2月17日の委員会、2月23日の委員会協議会において、5,683万円で購入した城を、3,000万円から4,000万円、最大で5,000万円をかけて解体するという計画に対して、当然委員から、市民に1億円の損害を与えることから、どのように市民に説明するのかという質問に対して、当局は市民が納得できる答弁ができないことから、委員会が中断をするなど、混乱したものであります。市民の財産を解体し、1億円もの損害を与える無駄遣いに対する行政の説明責任は当然であります。ところが、今日まで明確な説明がされておりません。説明どころか、副市長は、私や総務文教常任委員に面談を求め、市民に対して1億円を、当時の関係者と現在の理事者が損害を補てんすれば説明がつく、これしかない。このように提案をしたのであります。

損害を補てんするということは、葛城市が原告となり、当時の新庄町長や助役、16人の議員を被告として、損害賠償を求める民事裁判を提起するということであります。副市長の言動は、市民に対する説明責任を投げ出し、当時の関係者に損害賠償を求め、責任を転嫁するという唐突な提案であり、議員の発言権や評決権を牽制するとともに、委員会や議会の審査をゆがめ、議会の役割である意思決定に重大な干渉を持ち込むという、看過できない問題であります。

私は、この30年間、人事案件については、よほどのことがない限り賛同するという立場で 対応をしてまいりました。反対したことは一度もありません。しかしこのたびは、市民から 選ばれ、負託を受けた議員として、市民を守るという責務を果たすこと、何よりも憲法に規 定された二元代表制の一方の機関として、議会の役割である行政に対する監視、統制の権限 を発揮し、事務事業の適正、適法な執行を厳密にチェックする役割を果たさなければならな い、このように考えました。

住民負担の前例をつくる違法な寄附金の徴収を認め、議会の権限や議員の発言を抑圧する 言動を見過ごすことは葛城市政に汚点を残すことであり、行政を監視、批判する議会の役割 を放棄するものであります。議会の存在意義が問われる重大な問題であるからであります。

市政にかかわる者は、最低限のこととして、市民の人権や議会制民主主義を保障する憲法や法律を順守し、擁護する義務があることを申し述べ、反対討論を終わります。

寺田議長 ほかに討論ございませんか。

朝岡議員。

朝岡議員 それでは、ただいま上程をされております議第49号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて、市長の方からご説明がありました杉岡富美雄氏を再任されることに当たり、賛成意見を述べ、討論とさせていただきます。

市長から提案理由にもありましたように、杉岡富美雄氏は行政経験も豊富の上、人格、見識ともすぐれた人物であるということは、平成20年、葛城市副市長就任以来、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理、行政全般にわたり、適正な運営に携わられてきたことなど、認める事実であります。

杉岡富美雄氏は、昭和44年、當麻町役場に奉職をされ、以来、住民福祉の向上、住民の命と財産を守る使命と自覚を認識した行政職に努められ、昭和59年には當麻町総務部税務課長、平成元年には産業課長、また平成9年には、現在にも葛城市の福祉拠点として福祉全般の行政運営がとり行われている福祉総合ステーション構想推進室長などを歴任され、葛城市合併後においては、平成16年、市民生活部長に就任、この間、多くの事業にわたり、限られた財源を効率的な財政運営を施しながら行政サービス向上のため努力され、今日に至っているところであります。先に述べましたように、平成20年からは葛城市副市長に就任。山下市政の右腕として、新市建設計画等に定められた多くの事業を、職員への適切な指揮のもと、住民への理解を求めながら推進をいただいている。

先の反対討論にもありました吸収源対策公園整備事業等につきましては、私は条例に基づいて執行された適正な財源をつくられた、このように思っておりますし、新設される学校給食センター整備事業については、前任者の理事者、また当時の関係者の努力を尽くしたおかげで用地を取得された。この財産を有効的にこれから活用する、このようなことも含めて、住民への理解を求めながら推進をいただいている。このたびの再任提案につきましては、その多くの事業がまだ完了までには任期半ばであることから当然であり、行政経験豊富な行政手腕で、引き続き事業の進捗に力を注いでいただきたい、このように思うところであります。このたびの選任につき、これからの任期においては、更に住民ニーズにこたえた行政サービスの向上に努められ、高潔で人格、識見とも豊かな、創造性に優れた指導力を活かし、職

法の規定により、議会の同意を求め、地方公共団体長が選任する、ふさわしい人物である と認めるものでございます。

員の指導にも当たり、葛城市発展に尽くされることを期待するものでございます。

以上の意見から、杉岡富美雄氏を葛城市副市長の選任として適任であることを認め、賛成 の立場の討論といたします。

以上でございます。

寺田議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 (杉岡副市長 入場)

**寺田議長** この際、ただいま副市長に選任同意されました杉岡富美雄氏からごあいさつを受けること にいたします。

杉岡副市長。

**杉岡副市長** 議長のお許しを得まして、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、議員の皆さん方の、温かい、また高度なご理解をいただきまして、副市長選任同意のご決議をいただいたわけでございます。私にとりましても大変光栄なことと存じております。心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、1期目、4年間、過去を振り返ってまいりますと、議員各位や諸先輩方、また多くの職員に助けられまして、微力ではございますが山下市政を支えてまいったわけでございますが、新市の建設計画を初めとする諸事業の進捗状況、また、地方分権の取り組みなど、まだまだ道半ばといったところではございますが、こうしてきょう再任させていただきました以上、心新たに葛城市発展のため、また、山下市長が掲げられました「さあ、みんなで一緒に葛城市を日本一のまちに」のスローガンが実現できますよう、努力してまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任かたがた御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

寺田議長 次に、日程第4、議第50号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第50号、葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市竹内●●番地

氏名 川村泰男

昭和●年●月●日生

平成24年12月10日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

寺田議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第50号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして、提案理 由の説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員の川村泰男氏が本年12月20日付をもって任期 満了となります。川村泰男氏は平成18年から葛城市教育委員会委員に就任され、人格が高潔、 教育、学術及び文化に関しまして識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よ って、引き続き教育委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでござい ます。

よろしく同意を賜りますようお願い申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、日程第5、議第51号から日程第7、議第53号までの葛城市公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

なお、本3議案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本3議案を事務局長に朗読させます。

局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第51号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の意見を 求める。

記

住所 葛城市八川●●番地

氏名 庄田賢司

昭和●年●月●日生

平成24年12月10日提出

葛城市長 山下和弥

議第52号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の意見を 求める。

記

住所 葛城市新町●●番地●

氏名 花内 勲

昭和●年●月●日生

平成24年12月10日提出

葛城市長 山下和弥

議第53号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の意見を 求める。

記

住所 葛城市加守●●番地

氏名 森田眞円

昭和●年●月●日生

平成24年12月10日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

寺田議長 本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第51号から議第53号までの3議案につきまして、一括して提 案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在の葛城市公平委員会委員の任期が本年12月7日付をもって満了となりますが、引き続き現在の委員3名を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

最初に、議第51号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては庄田賢司氏、次に、議第52号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては花内勲氏、議第53号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては森田眞円氏、以上の3名につきまして、人格、識見ともにすぐれており、最適任者であると認め選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第51号議案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、日程第6、議第52号議案についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、日程第7、議第53号議案についての討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 次に、日程第8、葛城市選挙管理委員会委員及び補充員選挙についてを議題といたします。 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。 重ねてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員を指名いたします。

選挙管理委員会委員には、木村佳照氏、大畑●●番地●、昭和●年●月●日生まれ。持田成典氏、脇田●●番地●、昭和●年●月●日生まれ。吉村和雄氏、疋田●●番地、昭和●年●月●日生まれ。石田孝雄氏、勝根●●番地、昭和●年●月●日生まれ。以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村佳照氏、持田成典氏、吉村 和雄氏、石田孝雄氏の4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

指名に当たりお諮りいたします。

補充員は、ただいま当選されました選挙管理委員会委員に欠員が生じたとき、繰り上げ委員となるものでございます。補充員の順位につきましても、議長があわせて指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

第1順位、柏谷和史氏、笛堂●●番地●、昭和●年●月●日生まれ。第2順位、山本喜章 氏、兵家●●番地●、昭和●年●月●日生まれ。第3順位、川井好晴氏、南道穂●●番地、昭 和●年●月●日生まれ。第4順位、奥田良三氏、當麻●番地●、昭和●年●月●日生まれ。 以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柏谷和史氏、山本喜章氏、川井 好晴氏、奥田良三氏の4名が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

> 次に、日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本補正予算につきましては、去る11月16日の衆議院の解散に伴い、本年12月16日に執行が 予定されている衆議院議員総選挙の実施に要する経費を計上したもので、歳入歳出予算の総 額に、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出 それぞれ158億461万6,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、平成24年11月16日付で専決処分を行ったものでございます。

よろしくご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第4号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、発議第9号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて並び に日程第11、発議第10号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについて、以上2議案 を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 ただいま議題となりました発議第9号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて並びに発議第10号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについての2議案につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

本年9月5日に公布をされました地方自治法の一部を改正する法律について、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、地方議会制度等について必要な改正が行われました。この法律改正に伴い、関係する事項について、本市議会の委員会条例及び会議規則の改正を行うものでございます。

まず、発議第9号につきましては、地方自治法において委員会に関する規定が簡素化されたことに伴い、委員の選任方法、在任期間等について、法で定めていた事項を条例に委任する改正でございます。

なお、施行の日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書き に規定する日となってございます。

次に、発議第10号につきましては、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をできるものとされたことに伴う改正でございます。

その施行の日につきましては、公布の日となっております。ただし、この内容の第105条 第2項の改正規定については、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規 定のする日となってございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明をさせていただきました。議員皆様各位の ご賛同を賜り、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

寺田議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

下村議員。

**下村議員** 実は、誤字を今見つけたんですけども、よろしいでしょうか。

寺田議長 結構ですよ。

**下村議員** 今の説明あった2ページ目なんですけれども、第3条の2、補欠委員の任期は前任者の残 任期間「と」というのが抜けていると思うんですけれども。

以上です。

寺田議長 わかりました。修正させます。

朝岡議員。

朝岡議員 今ご指摘ございました第9号の2ページの上から4行目、第3条、常任委員の任期は議員 の任期とすると。第2項の、補欠委員の任期は前任者の残任期間「と」ですね。ちょっと脱 字がございましたようでございますけども、この意味としては前任者の残任期間とするということでございますので、皆さん方、各位申しわけございませんが、訂正を入れていただいて、ご承認賜りますようお願いいたしたいと思います。

寺田議長 よろしくお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、発議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第9号議案を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

次に、日程第11、発議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第10号議案を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第10号議案は原案のとおり可決することに決定いた しました。

次に、日程第12、議第54号から日程第20、議第62号までの条例の制定及び一部改正議案9 議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第54号から議第62号までの9議案につきまして、一括して提 案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第54号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域の自主 性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略して 地域主権一括法の施行による介護保険法の改正及び介護サービスの基盤強化のための介護保 険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで省令等で定めていた指定地域密着型サ ービスの設備運営基準等について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本 条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第55号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで省令等で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの設備運営基準等について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第56号、葛城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を 定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括 法の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、これ まで省令で定められていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に ついて、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を制定するものでござ います。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第57号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の施行による道路法の改正に伴い、これまで政令で定められていた市道の構造の技術的基準について、一部を除き地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第58号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の施行による道路法の改正に伴い、これまで省令で定められていた道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第59号、葛城市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、これまで省令で定められていた高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を制定するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第60号、葛城市実費弁償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、地方議会制度が見直されたことに伴う改正でございます。改正条文の第1条は、議会運営では本会議においても公聴会の開催、参考人の出頭を求めることができるようになり、議会の調査権におきましては、議会が地方公共団体の事務の調査を行うため、選挙人その他の関係人の出頭を請求することができる場合は、特に必要があると認めるときに限ることとなったことに伴う改正でございます。第2条は、一部事務組合におきまして、組合の規約で定めることにより、議会を構成団体の議会をもって組織することができるようになり、第1条の改正後の条例を準用することとする改正並びに常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の規定が1つの条にまとめられたことに伴う引用条文の改正でございます。以上、これらの改正によりまして、公聴会における利害関係人や学識経験者、出頭する参考人、選挙人その他の関係人に対して実費弁償を行うものでございます。

なお、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律 附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日、またはこの条例の交付の日のいずれかお そい日から施行するものでございます。

次に、議第61号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の施行による都市公園法の改正に伴い、これまで政令等で定められていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、本条例を改正するものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

最後に、議第62号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。本案 につきましては、地域主権改革一括法の施行による下水道法の改正に伴い、これまで政令で 定められていた公共下水道の構造の技術上の基準について、地方公共団体の条例に委任され ることとなったため、本条例を改正するものでございます。

平成25年4月1日及び公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入りますが、本9議案については一括質疑といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第60号議案については総務文教常任委員会に、議第54号、 議第55号、議第62号の3議案につきましては民生水道常任委員会に、議第56号、議第57号、 議第58号、議第59号、議第61号の5議案については都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、 審査願います。

次に、日程第21、議第63号から日程第26、議第68号までの平成24年度各会計補正予算6議 案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第63号から議第68号までの6議案につきまして、一括して提 案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億362万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億824万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、民生費では国庫補助・負担金の前年度確定に伴う精算返還、衛生費では妊婦健康診査受診件数増等に伴う委託料の追加、教育費では新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事に伴う工事請負費等の追加でございます。

また、第2条では繰越明許費といたしまして、新庄小学校附属幼稚園園舎改築事業をお願いするものでございます。また、第3条では地方債の追加及び変更の補正をお願いするものでございます。

次に、議第64号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,500万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億7,962万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の追加で ございます。

次に、議第65号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億8,306万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳出では総務費において賃金の追加となっており、また、この

財源には一般会計からの事務費繰入金を見込んでおります。また、地域支援事業費では、職員の昇格によります人件費の追加及び委託料の減額でございます。

次に、議第66号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億983万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費の追加等でございます。

次に、議第67号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ213万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,315万2,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、人件費の減額及び需用費の追加でございます。

最後に、議第68号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてで ございます。本案につきましては、水道事業費用で666万7,000円を減額いたしまして、水道 事業費用の総額を6億9,773万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費の減額等でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

寺田議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、3つの常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会へ付託いたします。総務文教常任委員会には、議第63号の関係部分及び議第67号の2議案を、民生水道常任委員会には、議第63号の関係部分、議第64号、議第65号、議第66号及び議第68号の5議案を、都市産業常任委員会には、議第63号の関係部分を、尺土駅前広場整備事業特別委員会には議第63号の関係部分をそれぞれ付託し、審議願います。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程のとおりでございます。12月12日、13日、21日のそれぞれ午前 10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、14日午前9時30分から総務文教常任委員会、同じく14日午後2時から新クリーンセンター建設事業特別委員会、17日午後2時から尺土駅前広場整備事業特別委員会、18日午前9時30分から民生水道常任委員会、19日午前9時30分から都市産業常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査よろしくお願いいたしたいと思います。

議員の皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。 本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時27分